

長崎大学ファカルティ・ディベロップメントに関する申合せ

平成16年4月26日 教育改善委員会決定
平成20年9月25日 改正 教育改善委員会
平成23年8月22日 改正 教務委員会
平成25年10月21日 改正 教務委員会
平成25年11月18日 改正 教務委員会
平成29年6月19日 改正 教務委員会
平成29年12月18日 改正 教務委員会
令和3年11月15日 改正 教務委員会

長崎大学が全学的に行うファカルティ・ディベロップメント（以下「長崎大学FD」という。）について、その実施目的を明確にするため、教務委員会は、次のとおり申し合わせる。

（目的）

第1 長崎大学FDは、長崎大学（以下「本学」という。）の理念及び各学部、各研究科、その他の全学的組織（以下「各学部等」という。）の掲げる教育理念をより良く実現するべく、教育改善のための支援を行い、本学における教育・学習効果を最大限に高めていくことを目的とする。その際、計画－実施－点検・評価－改善からなる教育マネジメントサイクルを重視するものとする。

（内容）

第2 長崎大学FDは、次に掲げる内容を実施する。

- (1) 教員の教育活動に関するもの
- (2) カリキュラムの改善に関するもの
- (3) 教育の組織的改善に関するもの
- (4) その他教育改善に関するもの

2 前項に掲げる具体的な内容は、「教育改善のためのFDガイドライン」に定める。

（対象）

第3 長崎大学FDは、非常勤講師を含む本学で教育活動等を行う教職員を対象とする。

（実施）

第4 各学部等は、長崎大学FDの企画を教務委員会に提出することができる。

2 教務委員会は、前項の各学部等から提出された長崎大学FDの企画について、評価・FD教育改善専門部会で調査・検討し、承認の可否を決定する。

第5 長崎大学FDを実施した各学部等は、実施概要を教務委員会に報告しなければならない。

2 前項の実施概要の書式は、別に定める。

(受講証明書の発行)

第6 大学教育イノベーションセンター長は、長崎大学 FD を受講した者に対し、長崎大学 FD 受講証明書を電子媒体により発行する。

(活動実績等の公表)

第7 長崎大学 FD の活動実績等については、学内外に公表する。

2 前項の公表に関し必要な事項は、教務委員会が別に定める。